

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 25 日付鳥取県告示第 1075 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

朝倉 敏雄	八頭郡八頭町奥野字甲ノ谷 78 の 1
坂本 忠史	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 5
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 6
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1488 の 7
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1496 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1496 の 3
坂本 忠史	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1499
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1500
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1501 の 1
坂本 忠史	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1509 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1509 の 3
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1514
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1517
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1519 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1520
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1521 の 1
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1522
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1523
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字阪根 1524 の 1
朝倉 誠	八頭郡八頭町妻鹿野字方祖原 1633 の 1
東 武男	〃

新野 熊造	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1667
亀浦 はな	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1672
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1674
朝倉太三郎	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1679
谷口 熊造	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1680
亀浦 はな	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1688
朝倉傳太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1689
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1690
石濃 定蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1696
矢部 信博	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1700
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1701
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1702
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1703
朝倉傳十郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1749
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1750
矢部 信博	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1752
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1754
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1755
梶川喜太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1764
廣富傳三郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1765
東 辨太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1769
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1770
東 辰太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1771
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1772
谷口 熊造	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1773
谷口 勝美	〃
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1774
新野 鍬藏	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1775
朝倉傳十郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1776
朝倉傳太郎	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1777
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1778
新野 蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字瀧谷 1779
坂田 岩蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字階子谷 1971

小林 かつ	〃
山田 隆司	八頭郡八頭町妻鹿野字階子谷 1978
山田 隆蔵	〃
坂本豊次郎	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1985
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1989
田村亀太郎	〃
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1997
田村亀太郎	〃
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 1998
田村亀太郎	〃
小林 竹蔵	八頭郡八頭町妻鹿野字西谷通 2002
田村亀太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

公賀 永司	八頭郡八頭町奥野字井ノ口 5 の 1
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷 130
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷 130 の 2
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字中ノ谷 335
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字中ノ谷 336
〃	八頭郡八頭町鍛冶屋字中ノ谷 337
公賀由喜子	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷ノ上エ 338
公賀 永司	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷ノ上エ 339
公賀由喜子	八頭郡八頭町鍛冶屋字屋敷ノ上エ 340
青木喜代蔵	八頭郡八頭町横田字丸尾 256 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

横田字丸尾 256 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字抜戸 726
〃	八頭郡八頭町横地字通谷 741
〃	八頭郡八頭町横地字通谷 744
木原美喜男	八頭郡八頭町佐崎字椎ノ木鼻平 460
公賀 永司	八頭郡八頭町清徳字上河原平 243 の 2
新野 金六	八頭郡八頭町妻鹿野字都倉 1737
新野 源藏	〃
東 弁太郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課